

記 録

令和 5 年 1 0 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 5 年 1 0 月 3 0 日 (月)

記 録

令和5年10月農業委員会定例総会議事録

令和5年10月農業委員会定例総会を令和5年10月30日（月）午後3時から
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	甲斐英教	4番	前川ふじ子
5番	平野直樹	6番	山本孝志
7番	海野善文	8番	鈴野浅夫
9番	治田健	10番	松木親則
11番	山本恵子	12番	黒木耕作
13番	池田慶子	14番	新名浩

欠席委員（0名）

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（13名）

15番	岩田政詞	16番	黒木義行
17番	橋口泉	18番	菊田泰徳
20番	田代百合子	22番	黒木博
23番	海野茂実	24番	伊東松実
25番	溝口一文	27番	黒木敬治
28番	黒木豊喜	29番	山口佐知男
30番	児玉克朗		

事務局出席者

事務局長	多田好太郎	事務局長補佐	柏田高宏
主任主事	井本彩		

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

7番 海野 善文 委員

14番 新名 浩 委員

日程第2

議案第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第58号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

議案第59号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第60号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願いについて

報告第42号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第43号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第44号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第45号 取消願いについて

報告第46号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

7 番

14 番

記 録

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 それでは、ただいまから令和 5 年 1 0 月日向市農業委員会定例総会を開会します。なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定してください。次に私語を慎んでください。また、発言される際は議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますの
のでよろしくお願ひします。

開会に先立ち報告いたします。本日の会議に 1 9 番佐藤力委員、2 1 番河野美紀委員、2 6 番黒木藤市委員から欠席の届出がありましたので報告します。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に 7 番海野善文委員、1 4 番新名浩委員を指名します。よろしくお願ひします。

次に日程第 2、議案審議に入ります。

まず議案第 5 6 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 受付番号 4 2、土地の所在は東郷町山陰、田が 2 筆で 3, 1 0 1 m²です。譲受人は東郷町内で主に水稲を作付けしている兼業農家です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望で、権利の種類は売買による所有権移転です。

所有権移転後は、水稲を作付けされると伺っています。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

以上 1 件、皆さまのご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは番号 4 2 担当の 2 9 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 9 番委員 2 9 番委員です。特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、他に質疑はございませんか。
無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。
次に議案第 5 7 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 受付番号 1 0、土地の所在地は東郷町山陰、畑が 1 筆ですが、一部転用とありますように、1, 5 2 3 m²の内、3 0 0 m²のみの申請です。転用目的は農業用倉庫で、追認とありますように、既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、農地法の申請が必要なことを知らずに、平成 1 5 年頃から農業用倉庫敷地として利用していたということで、始末書も提出されています。周囲は原野、道路、雑種地等に囲まれており、排水は東側の既存側溝へ排水するため周辺農地への影響はありません。また、追認申請のため新たな費用は発生しません。以上のことから一般基準を満たしており、農業振興地域農用地区域内の農地の許可基準に該当し、農用地利用計画に即した土地利用計画となっているため、立地基準も満たしていると考えられます。

受付番号 1 1、土地の所在地は東郷町山陰、田が 1 筆で 1 0 2 m²です。転用目的は駐車場及び庭用地ですが、追認とありますように既に転用済みです。申

記 録

- 事務局 請人にお話を伺ったところ、申請人のお父様が生前、住宅の駐車場及び庭用地として利用しており、相続した時には既に転用済みであったとのことで、始末書も提出されています。周囲は申請人所有の宅地に囲まれており、雨水は敷地内自然浸透、汚水は発生しないため周辺農地への影響はありません。また、追認申請のため新たな費用は発生しません。以上のことから一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、転用目的から代替地もないことから、立地基準も満たしていると考えられます。
以上2件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号10担当の20番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 20番委員 20番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号11担当の29番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 29番委員 29番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、他に質疑はございませんか。無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。
次に議案第58号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 はい。今回の申請地は全て集積済みであり、耕作者変更や再設定となっています。それぞれの配分先、期間、賃料等は議案書をご参照ください。田が17筆15, 771㎡、畑が16筆4, 152㎡で、合計19, 923㎡です。
以上9件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。
次に議案第59号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 はい。今回、9件の貸借権の設定、1件の所有権移転が申請されています。申請番号7番から9番及び15番は更新案件、10番から14番は9番の更新に伴い規模拡大により新たに申請されたものです。申請番号16番は、先月の総会で事業説明のありました、農業振興公社の売買事業を活用した案件です。

記 録

- 事務局 申請地、譲受人、売買価格は記載のとおりです。譲受人は、主に施設野菜を栽培されている認定農業者です。
以上10件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。
無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。
次に議案第60号農地法第3条第1項目的の買受適格証明願いについてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 今回、この申請地は公売が行われており、その公売に申請人が参加しようとしていますが、そのためには農地を買い受けることができる適格者という証明を農業委員会にしてもらう必要があります、今回申請をされたものです。
では、説明を行います。番号1、土地の所在地は塩見、畑が1筆で1,963㎡です。所有者、買受希望者は議案書をご覧ください。買受希望者は6,831㎡を経営されており、今回の申請地では露地野菜を作付け希望しています。
以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号1担当の28番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 28番委員 28番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。
無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。
以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
続きまして、報告42号から第46号について、事務局長から報告をお願いします。
- 事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付等について、ご報告申し上げます。
先ず、報告第42号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。議案書では29ページからです。
届出の件数は1件、土地は畑1筆で面積は221㎡であります。
転用目的につきましては、個人住宅であります。
次に、報告第43号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。議案書では32ページからです。
届出の件数は8件、土地は田4筆、畑5筆で面積は4,807㎡であります。
転用目的につきましては、個人住宅、駐車場、資材置場であります。
次に、報告第44号農地法第18条第6号の規定による通知についてであり

記 録

- 事務局長 | ます。
議案書では36ページからです。
届出の件数は2件、土地は田2筆で面積は1,176㎡であります。
次に、報告第45号取消願についてであります。
議案書では38ページからです。
令和5年8月17日に申請がありました「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」ですが、令和5年10月15日に取消願が提出されております。
最後に、報告第46号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書では40ページからです。
令和5年4月、5月、8月の定例総会で可決した4条申請3件、5条申請2件が県知事許可されております。
以上ご報告申し上げます。
- 議長 | ありがとうございます。ただいまの報告についてご意見、ご質問はありませんか。
無いようですのこれを持ちましてすべての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。